

令和5年 第5回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月24日（水）午後1時30分から午後2時08分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大舘 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	若田部明
委員	15番	澁江修身

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	上岡幸宏
参事	磯部高志
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 飯塚康夫
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和5年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員、議席番号15番 澁江修身委員の2名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は8名でございます。
議長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 向田栄一委員、議席番号11番 本島光雄委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条714番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.2km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機2台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。

3条715番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、管理機1台をリース、管理機1台を所有予定です。主な経営作物は、馬鈴薯、ネギ、イチジク等となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に

確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条716番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は7.0km 所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機3台、管理機4台を所有しております。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条717番 契約内容は地役権の設定です。地役権とは、通行や引水などの目的に従って、他人の土地を自己の土地のために利用する権利のことです。こちらの案件につきましては、佐野市から館林市に至るパイプラインの埋設工事の中で、申請地の地下にガス管を埋設するため必要があるために地役権を設定するものになります。地役権等の設定等の許可基準は、2つの項目を満たす必要があります。まず、1. その権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。こちらについては、埋設されるパイプラインは農地の地表面から約20mの深部に設置されており、耕作等に支障を与えないことを確認しているため、特に問題はございません。次に、2. その権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。これは、申請地に所有権以外の権利が設定されている場合に、その権利設定を受けた者の同意を得る必要があるというものでございますが、今回の申請地は自作となっております、その所有者であり耕作者でもある者の同意は得ていることになるため、該当なしと考えられます。

以上2項目について許可基準を満たしていることから、許可相当と思われます。

3条718番 契約内容は地役権の設定です。地役権等の設定等の許可基準は、先ほどの3条717番の説明と同様で、許可基準を満たしていることから、許可相当と思われます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号5条985番から988番について、調査班、お願いします。

調査班

5条985番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。

5条987番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われれます。

5条988番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結

果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号非農地523番と524番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地523番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して



おり、非農地証明はやむを得ないと思われま

す。非農地524番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して  
おり、非農地証明はやむを得ないと思われま

議 長

す。以上です。  
ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ  
れより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について願いのと  
おり証明することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

す。挙手全員であります。よって議案第3号については、願いのとお

り証明することに決定いたしました。  
次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題  
といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせま

事務局

す。議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基  
盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼が  
ありましたので、意見を求めま

す。令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制  
限についてご案内します。利用権設定関係の33番と121番について、  
議席番号14番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。33  
番・121番について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田委員 退室 14:02)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の33番・121番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号利用権設定関係の33番・121番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室 14:03)

次に、利用権設定関係の124番について議席番号10番 金子一郎委員が、議事参与の制限に該当します。124番について審議します。金子一郎委員の退室をお願いします。

(金子委員 退室 14:03)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の124番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号利用権設定関係の124番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。金子一郎委員の入室をお願いします。

(金子委員 入室 14:04)

次に、利用権設定関係の33番、121番、124番以外の案件、及び所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の33番、121番、124番以外の案件、及び所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号利用権設定関係の33番、121番、124番以外の案件、及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年5月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重

審議、ご協力ありがとうございました。

14時08分閉会